消防だより

編集・発行／木更津市消防署　金田分署

令和5年9月

担当　工藤・戸倉・半沢

〒292－0009　木更津市金田東1-18-1

TEL　0438-40-1119

FAX　0438-40-1190

✉ sho-kaneda@city.kisarazu.lg.jp

消防署　スローガン　**「守りたいあなたの命と明るい未来」**

屋外焼却行為は原則禁止されています。

令和４年に「屋外での焼却行為を放置し拡大した火災」が多数発生しました。

屋外焼却行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により一部の例外を除いて禁止されています。農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却行為を行う際は、「風の強さ・風向きの確認、消火用具の準備、火の粉や大量の煙が出ないように少しずつ燃やし、火を消すまで絶対に**その場を離れない**、やむを得ず行う際は日の出から日没までに。」火の取り扱いには十分注意を払っていただくようお願いします。

消防署では、**「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」**を受け付けています。これは火の使用を許可するものではなく、消防署が実施状況を把握するために提出していただくものです。異臭による苦情や火災予防上不適切な行為は消防隊が現地にて対応させていただく場合がございます。

皆様のご協力お願いいたします。

消防団員募集中！

きさポンからのお願い

金田分署では、定期的に「消防だより」を発行し、季節ごとの防災に関する情報や、消防職員・消防団員の訓練風景、金田分署からのお願いなどをお知らせして参ります。なお、消防団は地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている存在で、随時新規団員を募集しています。興味のある方は当消防本部の警防課消防団係までご連絡下さい。木更津市消防団には地域の皆さんの力が必要です。また、金田地区各所で災害に対応した消防訓練などを行わせていただくことがあります。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。（警防課　消防団係　0438-23-9184）

きさポン

～付いてますか？住宅用火災警報器～

■ どこに設置するの？

寝室（寝室として使用している部屋）及び階段部分です。

資料提供元：日本火災報知機工業会

■ どこで売っているの？

消防用設備取扱店、家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。

（検定対象機械器具等の「型式適合検定合格表示」のついているものをお勧めします。）

■ 定期的に動作確認！

ボタンを押す又はひもを引き、**警報音が鳴らない場合**は交換しましょう。

お問い合わせ先：消防本部予防課
TEL：0438-23-9183
FAX：0438-23-9096

地区別災害情報の案内について

■ ちば消防共同指令センターでは、構成消防本部の管轄する市町村の災害情報を案内しています。

確認方法については、お使いのスマートフォンやパソコンから、ちば消防共同指令センターのホームページを開き「地区別災害情報」で該当する市町村を選択してください。

また、この情報については、消防テレホンサービスでも音声案内を行っています。

木更津市消防本部　消防テレホンサービス　0438－23－9471

ＮＥＴ１１９緊急通報システム

■ 木更津市に在住、または通勤、通学されている、聴覚または発語の障がいにより、音声通話が困難である方が、お使いの携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報ができるシステムです。

なお、システム利用に際しては、事前申請が必要となります。

木更津市公式ホームページで案内をしていますのでご確認ください。

（トップページ中段　いざというときに＞消防（救急・救助・消防団・火災予防）＞消防本部＞消防組織＞ちば消防共同指令センター＞NET119緊急通報システムについて）